官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務五八）　二
○国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五九）　三
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一四）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一五）　四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一六）　五
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産九五三）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同九五四）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同九五五）　六
○宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第十六条第一項の規定に基づく登録認証機関を登録する件（国土交通四七〇）　六
〔その他告示〕
○税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二二一）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四四、一四五）　八
○道路に関する件（沖縄総合事務局二〇）　八
〔国会事項〕
内閣　九
〔人事異動〕
内閣　九
〔叙位・叙勲〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四三）　一〇
〔皇室事項〕
令和七年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　一〇
〔官庁報告〕
国家試験　一〇
〔資　料〕
令和七年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　一二
〔公　告〕
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

省　令

○総務省令第五十八号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十八日

総務大臣　村上誠一郎

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部改正）

第一条　非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合）	（損害補償のうち休業補償を行わない場合）
第一条　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	**第一条**　［同上］
一　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	一　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
［二　略］	［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部改正）

第二条　非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
［1　略］	［1　同上］
（経過措置）	（経過措置）
2　この省令の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。	2　この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十八日

総務大臣　村上誠一郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～十八　略］ 十九　機構法第十四条第三項に規定するサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による事務に関する事項 二十～二十三　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～十八　同上］ ［新設］ 十九～二十二　［同上］

附　則

この省令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分五毛
五年を超え七年以下	年一分一厘五毛
七年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十年以下	年一分三厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年九厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛

十年を超え十一年以下	年一分四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分九厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分五毛
五年を超え七年以下	年一分一厘五毛
七年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十年以下	年一分三厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分四厘五毛

十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分八厘
（新設）	（新設）

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年九厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛

十一年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分九厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金にあっては、年三分二厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分八厘以内となる資金にあっては、年三分五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十四号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限）		（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分八厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分	五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百五十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分八厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分八厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分八厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘

○国土交通省告示第四百七十号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十六条第一項の規定により、同規則第十四条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第三十条第一号の規定に基づき公示する。

令和七年六月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年六月十八日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
四　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
五　法人である場合の代表者の氏名　会長　永吉　哲郎
六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　専務理事　木村孝
七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号
九　認証事務を開始する年月日　令和七年六月十八日

その他告示

○外務省告示第二百二十一号

令和三年八月二十二日にテヘランで、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月十八日に効力を生じた。

令和七年六月十八日

外務大臣　岩屋　毅

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定

日本国政府及びイラン・イスラム共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の公共の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

麻薬、向精神薬、武器、爆発物、化学物質、生物物質及び核物質の不正取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力によって一層効果的なものとし得ることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国においては財務省をいい、イラン・イスラム共和国においてはイラン・イスラム共和国関税庁をいう。

(b)　「関税法令」とは、税関当局が運用し、及び執行する法令であって、物品の輸入、輸出、通過、蔵置及び移動を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する物品の禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(c)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(d)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(e)　「情報」とは、両締約国政府のデータ、文書、報告その他の情報をいう。

(f)　「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(g)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(h)　「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(i)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

第二条　協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援を行う。

2　両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払う。

3　この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4　この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条　相互支援

1　両税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置することに寄与する情報の交換を通じて相互に支援を行う。

2　一方の税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、他方の税関当局の国の関税領域における関税法令違反となるおそれがある行為に関する利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3　一方の税関当局は、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る重大な関税法令違反に関連するものであると認める場合において、必要と認めるときは、当該他方の税関当局に対して当該情報を提供する。

第四条　要請に基づく支援

1　被要請当局は、要請に基づき、要請当局に対して次の情報を提供する。

(a)　当該要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、当該被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b)　当該要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、当該被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたか否か。

(c)　一方の税関当局の国の関税領域を通過し、他方の税関当局の国の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否か。

2　要請に基づき、1の規定に従って提供される情報には、当該要請の対象である物品の通関のために用いた税関手続を含める。

第五条　特別な監視

被要請当局は、要請に基づき、自らの利用可能な資源の範囲内で、次のものについて特別な監視を行い、及び要請当局に対して情報を提供する。

(a)　当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反を行った、又は行おうとしていることが当該要請当局によって知られ、又は疑われている者（特に当該被要請当局の国の関税領域に出入りする者）

(b)　当該要請当局の国の関税領域に向けた不正取引の対象である疑いがあると当該要請当局によって通知された輸送中又は蔵置中の物品

(c)　当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為のために使用された、又は使用されようとしていることが当該要請当局によって知られ、又は疑われている輸送手段

(d)　当該要請当局の国の関税領域における関税法令違反の行為に関連して使用されており、又は使用されたことが当該要請当局によって知られ、又は疑われている施設

第六条　支援の要請の形式及び内容

1　この協定に基づく支援の要請は、英語による書面によって行う。当該要請には、その実施のために有益であると認められる情報を添付する。事態の緊急性が必要とする場合には、口頭による要請も、行われ、及び受理されることができる。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面によって確認されるものとする。

2　1の規定に基づく支援の要請には、次の情報を含めるものとする。

(a)　要請当局

(b)　要請に関連する手続の種類

(c)　要請の目的及び理由

(d)　判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e)　検討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接に伝達する。

4　この協定に基づく支援の要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

第七条　被要請当局の国の関税領域における要請当局の職員の立会い

1　被要請当局は、自国の関税領域において自己が行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。

2　要請当局の職員による被要請当局の国の関税領域における立会いは、専ら助言的な立場によるものとし、当該被要請当局が定める条件に従う。

3　要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、当該被要請当局の同意及び当該被要請当局が課する条件の下で、次のことを行うことができる。

(a)　当該被要請当局の官署において、当該被要請当局の職員を通じて文書、記録その他関連するデータを閲覧すること。

(b)　文書、記録その他関連するデータを複写すること。

4　要請当局の職員は、被要請当局の国の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格の証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、また、武器を携行してはならない。当該職員は、自己が行ういかなる違反についても責任を負う。当該職員は、当該被要請当局の国の国内法令の範囲内で、当該被要請当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

第八条　情報の使用及び秘密性

1　この協定に従って受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を提供した税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、当該他の機関に伝達してはならない。

2　1の第二文の規定にかかわらず、情報を受領した税関当局は、情報を提供した税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って受領した情報を自国の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、1の第一文及び3並びに次条に定める条件に従って当該情報を使用することができる。

3　各締約国政府は、この協定に従って受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供した税関当局の国の法令の下で同種の情報に与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供した税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4　1から3までの規定は、情報を受領した税関当局の国の法令に定める限りにおいて当該情報を使用し、又は開示することを妨げるものではない。当該情報を受領した税関当局は、可能なときはいつでも、当該情報を提供した税関当局に対し、当該情報の開示について事前に通報する。

第九条　刑事手続

1　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によって使用されてはならない。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国政府が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において1に規定する情報を使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得る。

3　2の規定に従って他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得ることを希望する税関当局は、自己の発意により又は要請に基づき、情報を提供した税関当局に対し、当該同意を得るために有益であると認められる関連情報を提供することができる。

4　この条のいかなる規定も、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国の法令に定める経路を通じて当該他方の締約国政府に対して情報を要請することを妨げるものではない。

第十条　例外

1　被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における産業上、商業上若しくは職業上の秘密に関する侵害を伴うこととなると考える場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留し、又は一定の条件若しくは要件を課することができる。

2　要請当局は、被要請当局から同様の要請を受けたならば実施することができないであろう場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施は、当該被要請当局の裁量に委ねられる。

3　被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることとなることを理由として、その支援を保留することができる。この場合において、当該被要請当局は、自己が必要とする条件に従って支援を行うことが可能かどうか決定するために要請当局と協議する。

第十一条　技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び手法に関する研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十二条　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づいて要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　被要請当局は、要請された支援を実施することができない場合には、要請当局に対し、その旨を速やかに通報し、及び当該要請を拒否し、又は延期する理由を記した書面を提供する。当該書面には、当該要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

3　被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ速やかに転送することができる。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第十三条　費用

1　この協定を実施するに当たって必要となる費用については、それぞれの締約国政府が負担する。

2　要請された支援を実施するために高額な又は特別な性質の費用を必要とする場合には、両締約国政府は、当該要請された支援を実施する条件及び当該費用を負担する方法を決定するために協議する。

第十四条　協定の実施

1　この協定の解釈又は実施に関する全ての問題又は紛争は、両締約国政府間の協議によって解決する。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で作成される。

第十五条　効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を、外交上の経路を通じて、書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十六条　終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。その終了は、当該他方の締約国政府に対して終了の通告を行った日から九十日で効力を生ずる。

2　終了の時に現に行われている支援は、この協定に従って完了されるものとする。

第十七条　地理的適用

この協定は、両国の関税領域について適用する。

第十八条　見直し

1　両締約国政府は、要請に基づき、この協定を見直すために会合することができる。

2　両締約国政府は、外交上の経路を通じて、書面による相互の合意により、いつでもこの協定を改正することができる。改正は、第十五条に定める条件と同様の条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

令和三年八月二十二日（イラン暦千四百年モルダード月三十一日及び二千二十一年八月二十二日に相当する。）にテヘランで、ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　相川一俊
イラン・イスラム共和国政府のために
　マフディ・ミールアシュラフィ

○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二十四日（予備、同月二十五日、同月二十六日及び同年七月一日から同月三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月二十四日（予備、同月二十五日、同月二十六日及び同年七月一日から同月三日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十八日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦添市仲間一丁目一二一八番一から同市仲間一丁目一三〇三番五まで	前	四〇・八メートル	七〇・一五キロメートル
	後	三七・八メートル	六四・九九〇・〇三六

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

六月十六日議員から提出した議案は次のとおりである。

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十二名提出）

保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十三名提出）

質問書提出

六月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書（杉村慎治提出）

陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問主意書（田村貴昭提出）

祝日キャンセル問題に関する質問主意書（井坂信彦提出）

キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問主意書（井坂信彦提出）

本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問主意書（山川仁提出）

沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書（山川仁提出）

有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書（山川仁提出）

硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問主意書（阿部祐美子提出）

離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問主意書（篠田奈保子提出）

十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書（大石あきこ提出）

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書（杉村慎治提出）

質問書転送

六月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問主意書

ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問主意書

鉛製給水管に関する質問主意書

ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書

スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問主意書

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書

忘れられる権利の制度的整備に関する質問主意書

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書

推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問主意書

保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問主意書

尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書

外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書

花粉症対策に関する質問主意書

大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書

重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問主意書

声の肖像権保護に関する質問主意書

中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書

行旅死亡人に関する質問主意書

火山防災に関する質問主意書

参議院

議案受領（予備審査）

六月十六日衆議院から次の議案が送付された。

政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出）（衆第五五号）

議案付託

六月十六日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第三七号）　内閣委員会に付託

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四九号）　厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）

独立行政法人男女共同参画機構法等の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

内閣委員会に付託

質問主意書転送

六月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一五五号）

血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五六号）

南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五七号）

衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五八号）

政府職員の公用マイレージに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五九号）

アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六〇号）

法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六一号）

中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六二号）

科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六三号）

公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六四号）

公用車のカーナビに係るＮＨＫ受信契約の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六五号）

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六六号）

障害者支援の制度的空白に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六七号）

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六八号）

福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一六九号）

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七〇号）

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七一号）

「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七二号）

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七三号）

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七四号）

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七五号）

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七六号）

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一七七号）

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一七八号）

医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七九号）

人事異動

内閣

特命全権大使　鈴木　徹

願に依り本官を免ずる（六月十三日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣石破茂は六月十五日カナダ国へ出張のため出発した。

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　高橋　一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（六月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

（神戸大学名誉教授）
従四位に叙する　高田　薫
的崎　尚

従五位に叙する　村本　武彦
菅野　輝彦　千木良政重
原　秀一　藤井　貞子

正六位に叙する（各通）　出川　薫
池上保二郎　石見　光雄　井上　宜昌
笠原　始　近藤　徹　庄子　孝一
津田　昌通　豊福　俊雄　夏目　伸泰
三木　茂人　吉田貞治郎

従六位に叙する（各通）　渡邊　貞文
久保　正博　中塚　博文

正七位に叙する（各通）　仲光　弘喜
原口　友和
三浦　哲也

（福岡県警部補）

従七位に叙する（各通）（以上五月十二日）　友利　文男

従四位に叙する　脇本　哲也

従五位に叙する　藤田　英雄

正六位に叙する（各通）　北林　久純
石井　敏郎　石井　直人　渡部　勝彦
舘岡　穣　横山　勇吉

従六位に叙する（各通）　阿部　幸弘

従七位に叙する（以上五月十三日）　狩野　要祐

正五位に叙する　友松　敬三
荒木　俊二　坂口　政義
中嶋　明範　山内　賢明

従五位に叙する（各通）　野田　末弘
奥野　光正　中村幸二郎

正六位に叙する（各通）　今井　又吉
安達　肇　池永　文彦
今澤　正　及川　幸祐
小林　正道　鈴木　輝雄
野島　明廣　野村　勉

従六位に叙する（各通）　松本　利靖
鈴木　正道
古井戸寿郎
北林　久純
渡部　勝彦
阿部　幸弘
狩野　要祐
友松　敬三
野田　末弘
今井　又吉
池永　文彦
及川　幸祐
鈴木　輝雄
野村　勉
河合　潔　牧野　允
立花　正尚　長谷井　進
藤井　克己　宮崎　治盛

従七位に叙する（各通）（以上五月十四日）　岸部　陞

従五位に叙する　藤井　敏和

従六位に叙する（以上五月十五日）　滝口　敦

正四位に叙する　松本　進

従六位に叙する（以上五月十七日）

○叙勲

（福島県大玉村議会議員）
鈴木　康広
本間　明

旭日単光章を授ける（各通）（五月十二日）　坂口　政義

旭日小綬章を授ける　安達　肇

旭日双光章を授ける　門脇　彰一

旭日単光章を授ける（以上五月十四日）　高田　薫
的崎　尚

（神戸大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）　津田　昌通
千木良政重　吉田貞治郎
庄子　孝一　夏目　伸泰
出川　薫
渡邊　貞文

瑞宝双光章を授ける（各通）　仲光　弘喜　三浦　哲也
川又　八男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）　舘岡　穣　藤田　英雄
石井　直人
横山　勇吉　渡部　勝彦

瑞宝双光章を授ける（各通）　梅澤庄次郎

瑞宝単光章を授ける（以上五月十三日）　古井戸寿郎
奥野　光正　狩野　要祐
野田　末弘　牧野　允

瑞宝双光章を授ける（各通）　野島　明廣　野村　勉
鈴木　正道　宮崎　治盛
藤井　克己

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十四日）　岸部　陞　藤井　敏和

瑞宝小綬章を授ける（各通）　小林　剛

瑞宝双光章を授ける（以上五月十五日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から四月二十三日ローマ教皇代行ケヴン・ファレル枢機卿宛て発せられた御弔電に対し、五月二十一日御答信があった。

御答電

天皇陛下から三月三十一日ギリシャ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月二十八日御答電があった。

官庁報告

国家試験

令和７年度技術士第二次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和７年７月20日及び21日に実施する令和７年度技術士第二次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和７年６月18日

文部科学大臣　阿部　俊子

総合技術監理部門の必須科目（試験日７月20日）

総合技術監理部門を除く部門の必須科目及び選択科目並びに総合技術監理部門の選択科目（試験日７月21日）

試験地	試験会場
北海道	北海学園大学豊平キャンパス　札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地２
東京都	ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口（試験日７月21日のみ） 仙台市青葉区花京院１丁目２番15号 大正大学巣鴨キャンパス（試験日７月20日のみ）　豊島区西巣鴨３丁目20番１号 五反田ＴＯＣビル（試験日７月21日のみ）　品川区西五反田７丁目22番17号 タイムズ24ビル（試験日７月21日のみ） 江東区青海２丁目４番32号 拓殖大学文京キャンパス（試験日７月21日のみ）　文京区小日向３丁目４番14号 東京大学駒場Ⅰキャンパス（試験日７月21日のみ）　目黒区駒場３丁目８番１号 ビジョンセンター西新宿（試験日７月21日のみ）　新宿区西新宿１丁目22番２号
神奈川県	横浜歯科医療専門学校　横浜市西区高島１丁目２番15号 ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭみなとみらい（試験日７月21日のみ）　横浜市西区みなとみらい３丁目６番３号 ビジョンセンター横浜（西口）（試験日７月21日のみ）　横浜市西区北幸２丁目５番15号
新潟県	新潟大学五十嵐２の町8050番地
石川県	新潟大学五十嵐２の町8050番地 石川県地場産業振興センター　金沢市鞍月２丁目１番地
愛知県	名古屋工業大学　名古屋市昭和区御器所町
大阪府	名古屋大原学園４号館（試験日７月21日のみ）　名古屋市中村区名駅３丁目３番15号 大阪大学豊中キャンパス　豊中市待兼山町１番16号 大阪電気通信大学寝屋川キャンパス（試験日７月21日のみ）　寝屋川市初町18番８号 近畿大学東大阪キャンパス（試験日７月21日のみ）　東大阪市小若江３丁目４番１号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	サン・イレブン高松　高松市松福町２丁目15番24号
福岡県	英明高等学校（試験日７月21日のみ）　高松市亀岡町１番10号 福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
沖縄県	沖縄大学　那覇市国場555番地

統　計

令和７年４月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	４　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	－8,009	4,973	－13,685
（対前年同月比）	（－41.5）	（8.3）	（69.2）
貿易収支	－328	5,165	－6,355
（対前年同月比）	（－94.8）	（11.4）	（219.7）
輸出	87,691	95,591	84,323
（対前年同月比）	（4.0）	（1.8）	（2.4）
輸入	88,019	90,427	90,678
（対前年同月比）	（－2.9）	（1.3）	（7.6）
サービス収支	－7,681	－192	－7,329
（対前年同月比）	（4.8）	（324.1）	（20.2）
第一次所得収支	35,899	39,202	39,701
（対前年同月比）	（－9.6）	（8.7）	（28.0）
第二次所得収支	－5,311	－7,394	－4,139
（対前年同月比）	（28.3）	（19.5）	（－2.3）
経常収支	22,580	36,781	21,877
（対前年同月比）	（3.2）	（6.7）	（17.0）
資本移転等収支	－250	－686	－100
直接投資	18,259	17,342	20,420
証券投資	－109,937	49,176	24,879
金融派生商品	－6,835	6,425	13,787
その他投資	120,533	－33,548	－42,514
外貨準備	3,100	1,295	2,414
金融収支	25,119	40,691	18,985
誤差脱漏	2,790	4,595	－2,792

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
株式会社キムラ
２．代表者の氏名　代表取締役　木村　吉孝
３．住所　山形県米沢市春日一丁目７番77号
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
58,107,692円
⑵　権利の実行に係る申出の総額
48,789,079円

※配当は、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付の手続に必要な費用の額を控除した額について実施する。

令和７年６月18日
東北財務局長　太田原和房

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
株式会社キムラ
２．代表者の氏名　代表取締役　木村　吉孝
３．住所　山形県米沢市春日一丁目７番77号
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額
58,107,692円
５．意見聴取会の期日
令和７年６月25日（水）午後２時
６．意見聴取会の場所
山形県米沢市西大通一丁目５番60号
米沢市すこやかセンター　１階　第一会議室
７．上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
なお、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和７年６月18日
東北財務局長　太田原和房

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

相続権主張の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００２号
群馬県伊勢崎市富塚町1013番地
清算株式会社　株式会社ハマシンフーズ
代表清算人　中条　賢司
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市福島町244番地11
清算株式会社　株式会社トリ中
代表清算人　中条　賢司
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
長野県飯田市鼎切石4376番地４
清算株式会社　株式会社アコーズ
代表清算人　佐々木邦雄
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（ヒ）第３号
静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
代表清算人　杉浦　利栄
１　決定年月日　令和７年６月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル８階弁護士法人神戸綜合法律事務所内
清算株式会社　ＹＧＳ管理株式会社
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１０３号
（本店所在地）和歌山市布施屋220番地
清算株式会社　株式会社ＷＲ
代表清算人　柳本　喜紀
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２１号
東京都江戸川区西葛西６丁目13番14号　丸清ビル１階
清算株式会社　株式会社東京アート
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１００７号
横浜市泉区岡津町2256番地レモンバーム２Ｇ号室
清算株式会社　株式会社Ｋ－ＦＲＥＥ
１　決定年月日　令和７年６月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００５号
大阪市北区野崎町７番８号
清算株式会社　株式会社コントラーズ
代表清算人　山本　真彦
１　決定年月日　令和７年５月30日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１条（当事者）
本協定書にかかる当事者は以下のとおりである。
１　債務者（以下「協定債務者」という）
清算株式会社：株式会社コントラーズ
代表者：代表清算人　山本　真彦
住所：大阪府大阪市北区野崎町７－８
２　債権者（以下「協定債権者」という）
①　債権者数：１名
②　債権者情報
債権者名：セーフティ＆セキュリティ株式会社
代表者名：代表取締役　山本　真彦
住所：東京都新宿区愛住町23番地２
債権額：14,014,769円
第２条（返済方法及び債務の整理）
１　協定債務者は、前条第２項に記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、10,202円の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、協定債務者に対し、協定債権の金額から弁済額を控除した残額につき、その債務を全部免除する。
３　第１項の弁済の後、協定債務者に新たな財産が発見されたときは、協定債務者はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対し弁済するものとする。
この場合において、協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の金額を限度として効力を失うものとする。
第３条（その他）
本協定の成立により、協定債務者と協定債権者間には他の債権債務は存在しないことを確認する。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１１号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
代表清算人　五十右信啓
１　決定年月日　令和７年６月４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。前項の規定に基づく残額がなかったときは、清算株式会社に対する債権全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十九日
掲載頁　五十九頁（号外第一七九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　七十二頁（号外第一一〇号）
令和七年六月十八日
横浜市鶴見区生麦二丁目三番二九号
（甲）株式会社横浜工作所
代表取締役　二宮　一也
横浜市鶴見区安善町一丁目二番地の五
（乙）株式会社安善ドック
代表取締役　二宮　一也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することに致しました。

合併の効力発生日は令和七年八月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、いずれも令和七年六月九日に終了しております。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　八十五頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　八十五頁（号外第一二九号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　八十五頁（号外第一二九号）
令和七年六月十八日
長野県松本市鎌田一丁目一六番一号
（甲）日産プリンス松本販売株式会社
代表取締役　長澤　拓真
長野県松本市鎌田一丁目一六番一号
（乙）オートガーデンクラウド株式会社
代表取締役　小原久仁視
長野県松本市鎌田一丁目一一番二七号
（丙）株式会社ヤマジンオート
代表取締役　小原久仁視

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月六日
掲載頁　六十二頁（号外第二八四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月六日
掲載頁　六十二頁（号外第二八四号）
令和七年六月十八日
福岡県北九州市小倉南区大字石原町一三〇番地一二
（甲）丸栄産業株式会社
代表取締役　吉見　学
福岡県北九州市小倉南区大字新道寺九一〇番地
（乙）丸栄化工株式会社
代表取締役　松岡　春喜

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　十頁
令和七年六月十八日
岩手県盛岡市上堂三丁目一三番三五号
（甲）株式会社Ｊ・ウォーター
代表取締役　髙橋　和彦
岩手県盛岡市上堂三丁目一三番三五号
（乙）Ｊ・ウォーター株式会社
代表取締役　立花　聡志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｅｍｂａｒｋ　Ｃｏ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日
北海道旭川市西御料二条一丁目二番三号
合同会社つつみ
代表社員　堤　雄貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日
埼玉県八潮市八潮六丁目一六番四セレクト21八潮南三号
合同会社ときてん
代表社員　澤邉　一生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十六日であり組織変更後の商号は株式会社ナカヤマ商事とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日
埼玉県川口市朝日三丁目一―二〇
合同会社ナカヤマ商事
代表社員　中山慎一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日
東京都東村山市栄町二丁目二〇番地六
クランライフ合同会社
代表社員　中村二三夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＩ　Ｆｏｒｗａｒｄとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日

東京都中央区日本橋横山町七番一九号第三五イチオクビル四階

合同会社ＡＩ　Ｆｏｒｗａｒｄ

代表社員　寺園　諒雅

組織変更公告

当法人は、特定非営利活動法人の組織を変更して労働者協同組合とすることにいたしました。組織変更後の名称は、労働者協同組合ＡＣＴ・人とまちづくりとします。効力発生日は令和七年八月一日であり、総会の承認決議は令和七年六月七日に終了しております。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日

東京都東久留米市前沢四丁目九番六号小寺ビル

特定非営利活動法人ＡＣＴ・人とまちづくり　代表理事　香丸眞理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＢＥＹＯＷＡ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日

東京都目黒区下目黒四丁目一一番一八―一二〇二号

ＢＥＹＯＷＡ合同会社

代表社員　沖本　直子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はビッグジュンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日

神奈川県横浜市中区宮川町二丁目四七番地

大貫ビル三〇三号　合同会社ビックジュン

代表社員　大塚　純平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社星屋とします。

効力発生日は令和七年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十八日

福岡市城南区樋井川三丁目三〇番一八号

合同会社星屋

代表社員　石橋　洋士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八十万円減少し三千九百二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://machi-kashima.jp/company/

令和七年六月十八日

茨城県鹿嶋市宮中四―五―五藤枝ビル二階

まちづくり鹿嶋株式会社

代表取締役　猿田　博明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十八日

千葉市稲毛区小仲台三丁目一四番二棟五一〇号

有限会社内田空調

代表取締役　髙嶋　佳丈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百六十九万円減少し、三十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十九日であり、株主総会の決議は、令和七年六月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十八日

神奈川県相模原市南区相模台四丁目六番二八号

巡リ巡ル株式会社

代表取締役　茂木　広和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十八日

鹿児島県霧島市牧園町宿窪田一六九番地二二

有限会社みのり

取締役　髙田美智子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七十九億三千二百十万五百十三円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月十八日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

ＫＮＴ―ＣＴホールディングス株式会社

代表取締役　小山　佳延

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十三億二千七百三十七万五千円減少することにいたしました。ただし、このうち資本準備金の額三千二百四十七万五千円の減少については、令和七年七月二十三日までに、普通株式六千四百九十五株の発行により同額の資本準備金の額が増額することを条件といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十八日

神奈川県藤沢市湘南台一丁目一番地二一

株式会社Ｓｕｎｎｙ

代表取締役　舩木　元旦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千万円減少して九千万円とし、資本準備金の額を四億六千万円減少して九千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年七月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年六月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://alivexis.com

令和七年六月十八日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号

アリヴェクシス株式会社

代表取締役　大野　一樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四万円、資本準備金の額を二億五千四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mti.co.jp/koukoku

令和七年六月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス

代表取締役　宮本　大樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十七万千七百五十円、資本準備金の額を一億七百二十七万千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://onesheen.jp/kanpou

令和七年六月十八日

東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台二Ｆ

株式会社ＯＮＥ　ＳＨＥＥＮ

代表取締役　高山　尚峰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千六百九十九円、資本準備金の額を三億二千四百九十九万九千百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://idein.jp

令和七年六月十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目四番地一三

Ｉｄｅｉｎ株式会社

代表取締役　中村　晃一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十八日

大阪市北区松ケ枝町二番三号

株式会社ライフテック

代表取締役　川上　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十八日

東京都新宿区西新宿七丁目一一番一八号７１１ビル

株式会社日本共同システム

代表取締役　尾越　達男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十八日

大阪府堺市西区太平寺五二二番地

太洋リース株式会社

代表取締役　大仲　孝明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木閑香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年六月十八日

埼玉県入間郡三芳町上富八六番地三

ヒロ・フード・パッケージス・マニュファクチュアリング・エスディーエヌ・ビーエイチディー

日本における代表者　鈴木　閑香

確定給付企業年金の清算公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年五月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月十八日

東京都江東区木場一丁目五番一号

第一電子工業株式会社　確定給付企業年金

清算人　小堀　資生

訂正公告

令和七年四月三日（号外第七十六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の住所「東京都北区中里一丁目二一番二号中里ビル一Ｆ」とあるは「東京都台東区北上野二丁目二三―九イチロビルＢ一階」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年六月十八日

東京都台東区北上野二丁目二三―九イチロビルＢ一階　（甲）越株式会社

代表取締役　彭　越

東京都北区滝野川七丁目三八番一三号アーバン・ヒルズ谷端二〇五号室

（乙）サンライン株式会社

代表取締役　廖　麗霞

正　誤

令和六年十一月二十九日（号外第二百七十七号）公布経済産業省令第八十一号（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二五一ページ上段改正後欄終りから一行目は次のとおりの誤り。

2～7　（略）

8　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第九条第二項及び第三項（提出書面の省略）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

9　（略）

同ページ上段改正前欄終りから一行目は次のとおりの誤り。

2～7　（略）

8　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第九条第二項及び第四項（提出書面の省略）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

9　（略）

同ページ下段終りから一行目の次に次を加える。

（特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第二十三条の六中「様式第三十二の三」を「様式第三十二の五」に改め、第二条のうち同令様式第三十二の二の次に一様式を加える改正規定中「様式第三十二の二」を「様式第三十二の四」に、「様式第三十二の三」を「様式第三十二の五」に改める。

附則第一項ただし書中「様式第三十二の二」を「様式第三十二の四」に改める。